

静岡市建設工事における交通誘導警備員の確保に関する取扱試行要領

(趣旨)

第1条 本要領は、交通誘導警備員の確保が困難なひっ迫時において、「自家警備」による交通誘導を試行的に導入するための必要事項の他、交通誘導員の確保に関する取扱いを定め、交通誘導警備員の円滑な確保に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 本要領において用いる用語は次のとおりとする。

(1) 自家警備

当該工事を受注した建設業者の従業員が行う交通誘導業務

(2) 指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通誘導警備員Aの配置を要する路線として指定した路線

(3) 連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備

(4) 非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備

(交通誘導警備員確保のための情報提供依頼)

第3条 受注者は、警備会社3社以上と交渉した結果、交通誘導警備員を確保できなかった場合に、静岡県警備業協会へ情報提供依頼を行うことができるものとする。情報提供依頼を行った場合は、「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」を監督員に提出するものとする。

(自家警備の実施条件)

第4条 受注者は、原則警備業者の警備員を交通誘導警備員として配置しなければならないが、第3条に定める情報提供依頼を含め交通誘導警備員の確保に努めた結果、やむを得ず必要人数の確保に至らなかった場合に自家警備の実施を可能とする。ただし、第5条の自家警備の対象工事に該当し、第6条の自家警備の資格要件を満たす場合に限る。

なお、災害応急対応等の緊急時においては、この限りではない。

(自家警備の対象工事)

第5条 自家警備の対象工事は、「静岡市が管理する国県道の内、指定路線以外」で、次の(1)、(2)いずれかの交通誘導を行う工事とする。この場合、道路の交通量及び車線数等に関する制限はないものとする。

(1) 非連携警備

(2) 連携警備のうち、交通に及ぼす影響が少ない(交差点を含まない等)区間で実施する交通誘導

(自家警備の資格要件)

第6条 自家警備を行う交通誘導員は、次の(1)、(2)いずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 交通誘導警備業務検定1級又は2級合格者
- (2) 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会の受講者

(交通誘導安全講習会の受講証明書の有効期間)

第7条 静岡県建設業協会が実施する交通誘導安全講習会を受講した者が取得する受講証明書の有効期間は5年間とする。

(自家警備の実施手続)

第8条 自家警備の実施にあたり、受注者は、次の(1)、(2)、(3)を監督員に提出し、承諾を受けなければならない。

- (1) 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明となる警備会社3社以上への交渉を行った経緯及び自家警備の従事者を記載した「自家警備の理由書」
- (2) 静岡県警備業協会へ情報提供依頼を行った「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」
- (3) 第6条の資格要件を満たす証明となる、「検定合格証明書」又は「受講証明書」の写し

(自家警備の従事者)

第9条 受注した工事の一部を下請契約した場合、元請業者の施工現場では元請業者の従業員が自家警備に従事し、下請業者の施工現場では下請業者の従業員が自家警備に従事しなければならない。

(実施時における留意事項)

第10条 自家警備の実施にあたっては、次の(1)、(2)、(3)に留意する。

- (1) 自家警備を行う交通誘導警備員は、通行人が他の現場作業員等と判別ができる服装で実施する等、交通誘導に支障をきたすことがないように努めること。
- (2) 自家警備を行う交通誘導警備員は、第6条の要件を証明する検定合格証明書又は受講証明書、及び本人確認書類を現場内で携帯すること。
- (3) 受注者は、災害応急対応時等において、緊急的に交通誘導業務を行う必要がある場合には、交通誘導安全講習会の受講者の配置に努めるものとする。

(費用計上)

第11条 自家警備を行う交通誘導警備員の労務単価は「交通誘導警備員B」とする。

(試行の検証)

第12条 自家警備の有効性や課題を把握するため、試行の検証を行い、検証結果について関係機関で協議する。

2 本要領については、必要に応じて適宜見直しを図る。

附 則

1 この要領は、令和4年5月10日から施行する。

2 この要領は、令和5年4月10日以降に積算する工事に適用する。

3 本要領の適用日以前に契約し、施工中の工事において、第8条の実施手続に係る書類提出の申し出があった場合には、受発注者間の協議の上、必要に応じて本要領を適用することとする。

自家警備の理由書

次の公共工事において交通誘導警備員の確保に努めましたが、警備会社から確保できませんでした。ついては、やむを得ず自家警備で安全を確保して公共工事を行いますので、理由書を提出します。

1. 工事名：
2. 箇所名：
3. 道路使用の目的：
4. 工期： 年 月 日 ～ 年 月 日
5. 交通規制期間： 年 月 日 ～ 年 月 日（時間： 時 分～ 時 分）
6. 規制内容：
7. 必要な人員： 名
8. 交通誘導警備員の確保のため警備会社3社と交渉した結果

| | 日付 | 時間 | 警備業者名 | 担当者 | 連絡先 | 確保できなかった理由 |
|---|------|-------|--------|-----|--------------|------------------|
| 1 | ○月○日 | 10:00 | A警備（株） | ○○ | 054-000-0000 | 人員の不足 |
| 2 | ○月○日 | 14:00 | （株）B | ○○ | 054-000-0000 | 短期契約では不可（長期契約は可） |
| 3 | ○月○日 | 14:30 | （株）C | ○○ | 054-000-0000 | 遠隔地のため対応できない |

9. 自家警備の従事者

| | 施工業者名 | 氏名 | 資格または受講歴 | 検定合格証明書または 受講証明書 |
|---|--------|-------|----------------|---------------------|
| 1 | （株）A建設 | ○○ ○○ | 交通誘導警備業務検定2級 | H29.10.1 静岡県第000号 |
| 2 | （株）A建設 | ○○ ○○ | ○○協会主催の交通安全講習会 | R2.12.20 発行 |
| 3 | （株）B組 | | | |
| 4 | （株）B組 | | | |

※検定証又は受講証の写しを添付します。

住所
受注者 名称
氏名

交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中

一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名： _____

代表者名： _____

下記の交通誘導業務にあたり警備会社3社以上と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。

交通誘導警備員の確保のため警備会社3社以上と交渉した結果

| | 日付 | 時間 | 警備業者名 | 担当者 | 連絡先 | 確保できなかった理由 |
|---|------|-------|--------|-----|--------------|------------------|
| 1 | ○月○日 | 10:00 | A警備(株) | ○○ | 054-000-0000 | 人員の不足 |
| 2 | ○月○日 | 14:00 | (株) B | ○○ | 054-000-0000 | 短期契約では不可(長期契約は可) |
| 3 | ○月○日 | 14:30 | (株) C | ○○ | 054-000-0000 | 遠隔地のため対応できない |

交通誘導業務の内容

| | | | |
|----------------|----------------------------------|--------|--|
| 発注機関名 ・担当課名 | | 担当監督員名 | |
| 工事名 | | | |
| 箇所名 | | | |
| 道路使用目的 | | | |
| 工期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 | | |
| 交通規制期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (時間： 時 分 ~ 時 分) | | |
| 交通規制内容 | | | |
| 必要人員 | 人 | | |
| その他 | | | |

連絡先

| | |
|-------|--|
| 連絡責任者 | |
| 連絡先 | |
| その他 | |

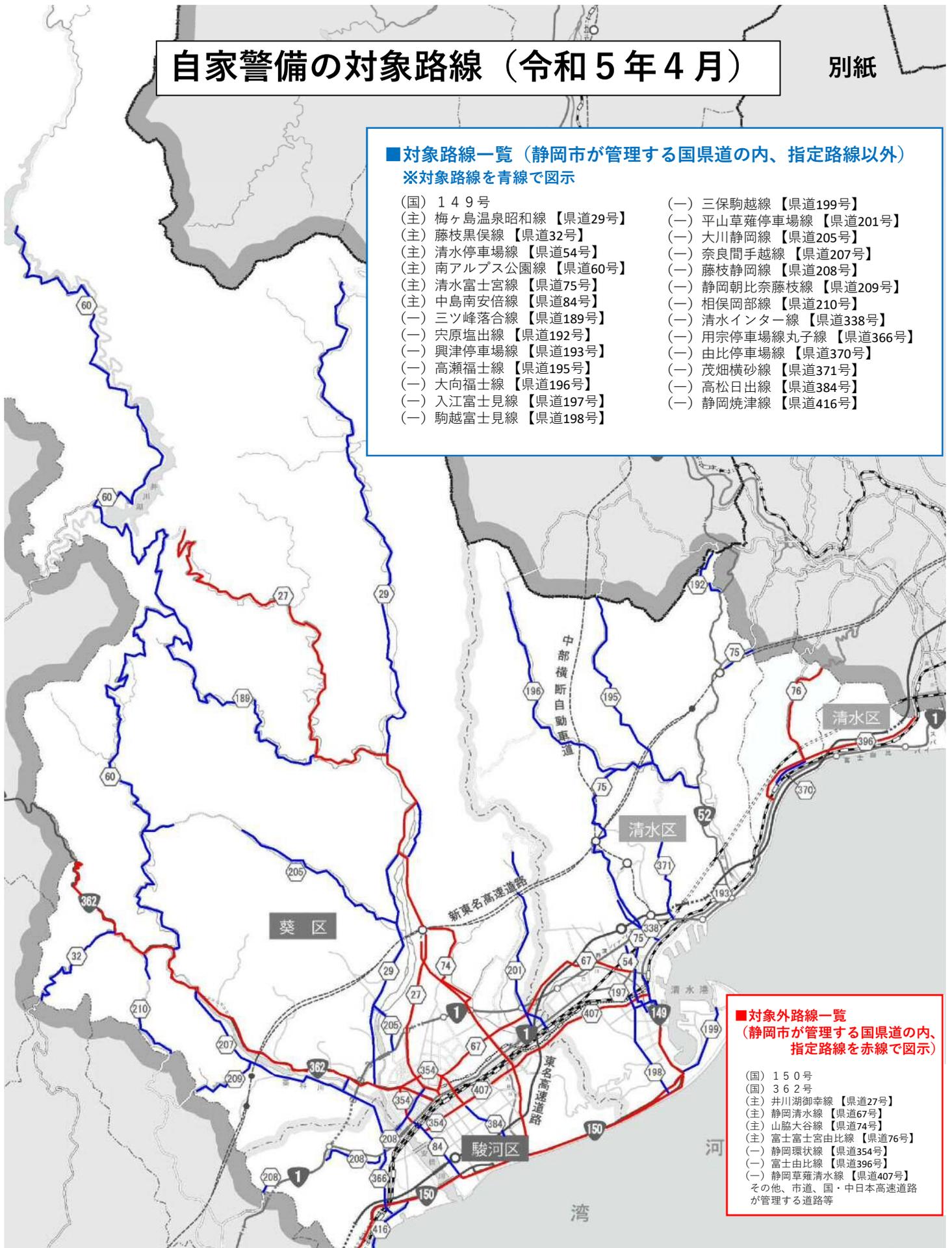
自家警備の対象路線（令和5年4月）

別紙

■対象路線一覧（静岡市が管理する国県道の内、指定路線以外）

※対象路線を青線で図示

- | | |
|---------------------|-----------------------|
| (国) 149号 | (一) 三保駒越線【県道199号】 |
| (主) 梅ヶ島温泉昭和線【県道29号】 | (一) 平山草薙停車場線【県道201号】 |
| (主) 藤枝黒俣線【県道32号】 | (一) 大川静岡線【県道205号】 |
| (主) 清水停車場線【県道54号】 | (一) 奈良間手越線【県道207号】 |
| (主) 南アルプス公園線【県道60号】 | (一) 藤枝静岡線【県道208号】 |
| (主) 清水富士宮線【県道75号】 | (一) 静岡朝比奈藤枝線【県道209号】 |
| (主) 中島南安倍線【県道84号】 | (一) 相俣岡部線【県道210号】 |
| (一) 三ツ峰落合線【県道189号】 | (一) 清水インター線【県道338号】 |
| (一) 穴原塩出線【県道192号】 | (一) 用宗停車場線丸子線【県道366号】 |
| (一) 興津停車場線【県道193号】 | (一) 由比停車場線【県道370号】 |
| (一) 高瀬富士線【県道195号】 | (一) 茂畑横砂線【県道371号】 |
| (一) 大向富士線【県道196号】 | (一) 高松日出線【県道384号】 |
| (一) 入江富士見線【県道197号】 | (一) 静岡焼津線【県道416号】 |
| (一) 駒越富士見線【県道198号】 | |



■対象外路線一覧 （静岡市が管理する国県道の内、指定路線を赤線で図示）

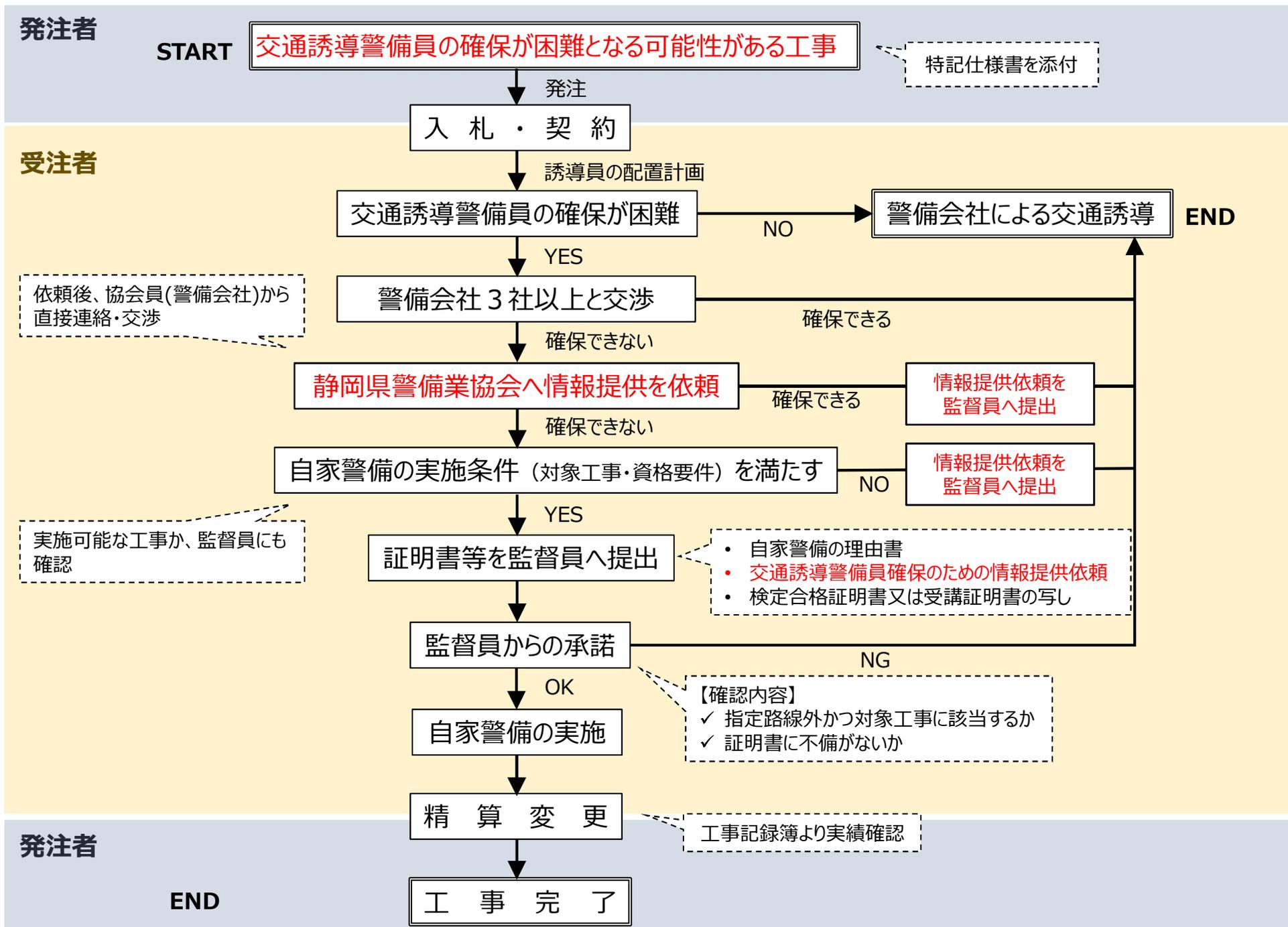
- | |
|------------------------------|
| (国) 150号 |
| (国) 362号 |
| (主) 井川湖御寺線【県道27号】 |
| (主) 静岡清水線【県道67号】 |
| (主) 山脇大谷線【県道74号】 |
| (主) 富士富士宮由比線【県道76号】 |
| (一) 静岡環状線【県道354号】 |
| (一) 富士由比線【県道396号】 |
| (一) 静岡草薙清水線【県道407号】 |
| その他、市道、国・中日本高速道路 が管理する道路等 |

参考資料

「静岡市建設工事における交通誘導警備員に関する取扱試行要領」について

- ・実施手順
- ・情報提供依頼
- ・自家警備の対象範囲
- ・自家警備の配置に関する留意事項

<実施手順>



情報提供依頼

《静岡県警備業協会への聞取り》

交通誘導警備員確保のための情報提供依頼

年 月 日

一般社団法人静岡県警備業協会事務局 御中
 一般社団法人静岡県警備業協会 御中

会社名: _____

代表者名: _____

下記の交通誘導業務にあたり警備会社3社以上と交渉を行った結果、交通誘導警備員を確保できませんでした。対応可能な会員様がございましたら、令和 年 月 日までに当社までご連絡願います。

交通誘導警備員の確保のため警備会社3社以上と交渉した結果

| | 日付 | 時間 | 警備業者名 | 担当者 | 連絡先 | 確保できなかった理由 |
|---|------|-------|--------|-----|--------------|------------------|
| 1 | ○月○日 | 10:00 | A警備(株) | ○○ | 054-000-0000 | 人員の不足 |
| 2 | ○月○日 | 14:00 | (株)B | ○○ | 054-000-0000 | 短期契約では不可(長期契約は可) |
| 3 | ○月○日 | 14:30 | (株)C | ○○ | 054-000-0000 | 遠隔地のため対応できない |

交通誘導業務の内容

| | |
|----------------|----------------------------------|
| 発注機関名 ・担当課名 | 担当監督員名 |
| 工事名 | |
| 箇所名 | |
| 道路使用目的 | |
| 工期 | 年 月 日 ~ 年 月 日 |
| 交通規制期間 | 年 月 日 ~ 年 月 日 (時間: 時 分 ~ 時 分) |
| 交通規制内容 | |
| 必要人員 | 人 |
| その他 | |

連絡先

| | |
|-------|--|
| 連絡責任者 | |
| 連絡先 | |
| その他 | |

《手 順》

①施工業者から静岡県警備業協会事務局へ「情報提供依頼」を送付



施工業者

依頼



警備業協会

②この情報を、協会事務局から協会員である警備会社すべてに伝達



警備業協会

伝達



警備会社【協会員】

③契約可能な警備会社があった場合、期日までにその会社から施工業者へ直接連絡がある



施工業者

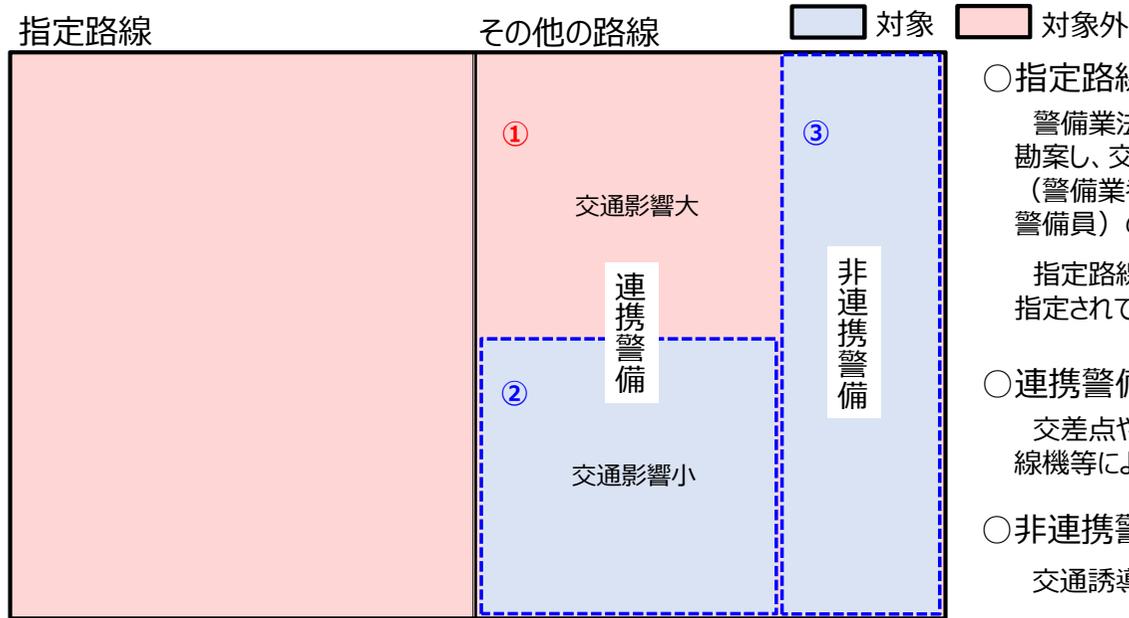
連絡・交渉



警備会社【協会員】

④監督員に情報提供依頼を提出

自家警備の対象範囲



○指定路線

警備業法の規定に基づき、静岡県公安委員会が交通量及び事故発生率を勘案し、交通誘導警備業務において交通誘導員のうち一人は交通誘導員 A（警備業者の警備員で、交通誘導警備業務にかかる一級または二級検定合格警備員）の配置を求める路線。

指定路線は現在32路線（令和3年4月変更）あり、その全てで路線全体が指定されている。

○連携警備

交差点や片側交互通行区間等、一般交通の停止を伴う規制を行うため、無線機等により交通誘導員の連携を必要とする警備。

○非連携警備

交通誘導員の連携を必要としない警備。

○連携警備

① 3方向以上の車両を連携して交通誘導する場合（交通影響大）

例：交差点



② 2方向の車両を連携して交通誘導する場合（交通影響小）

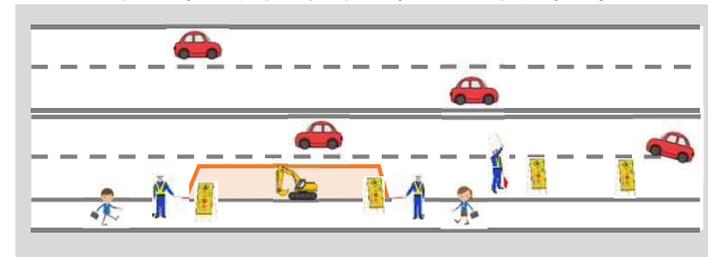
例：片側交互通行



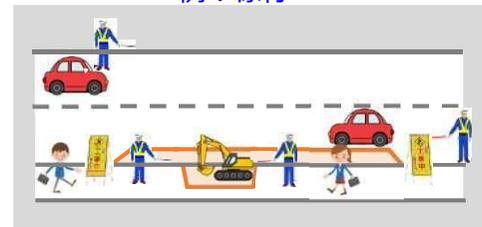
○非連携警備

③ 誘導員の連携が不要な場合

例：車線規制（片側2車線→片側1車線）



例：徐行



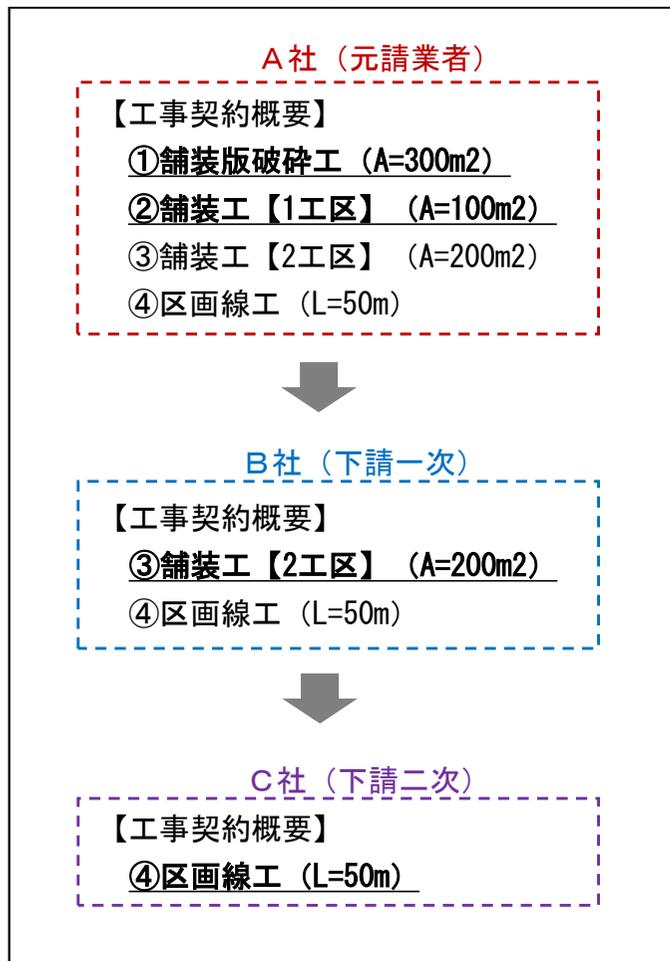
例：出入口



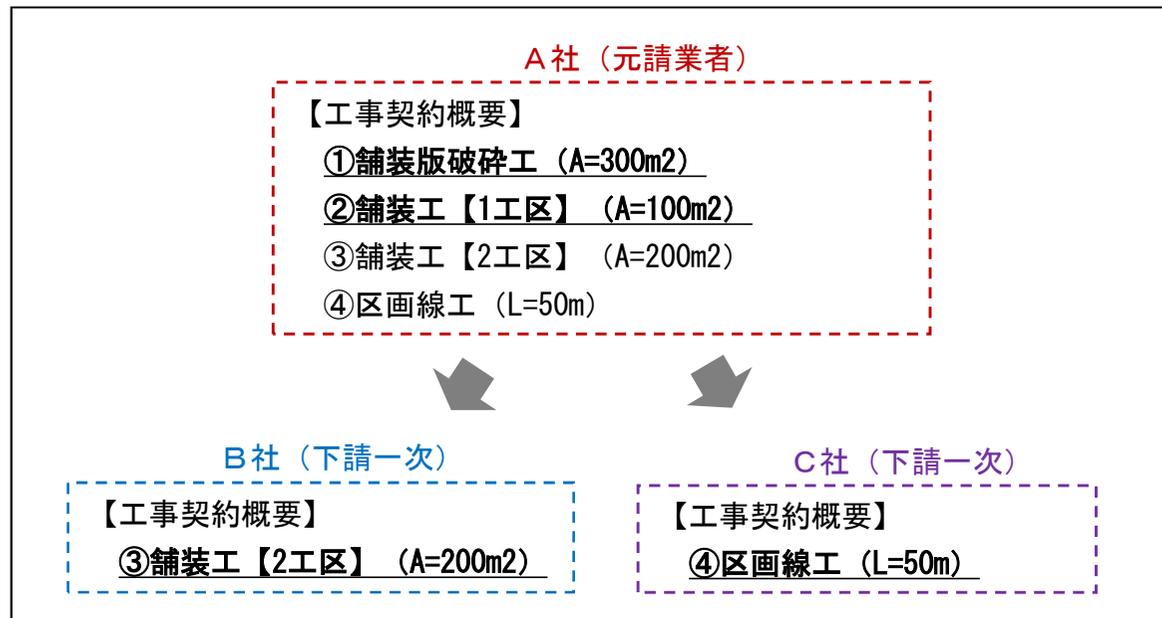
自家警備の配置に関する留意事項

自家警備とは、契約工事内容（下請契約も含む）の作業を行う従業員の安全確保のために、当該工事受注者の従業員が行う交通誘導業務である。

ケース1：一次下請業者が二次下請業者まで契約



ケース2：2社の一次下請業者にそれぞれ契約



自家警備が可能

自社の従業員が交通誘導

- | | |
|-----------|------|
| ①舗装版破碎工 | → A社 |
| ②舗装工【1工区】 | → A社 |
| ③舗装工【2工区】 | → B社 |
| ④区画線工 | → C社 |

自家警備が不可能

他社の従業員が交通誘導

- | | |
|-----------|-----------|
| ①舗装版破碎工 | → B社またはC社 |
| ②舗装工【A工区】 | → B社またはC社 |
| ③舗装工【B工区】 | → A社またはC社 |
| ④区画線工 | → A社またはB社 |

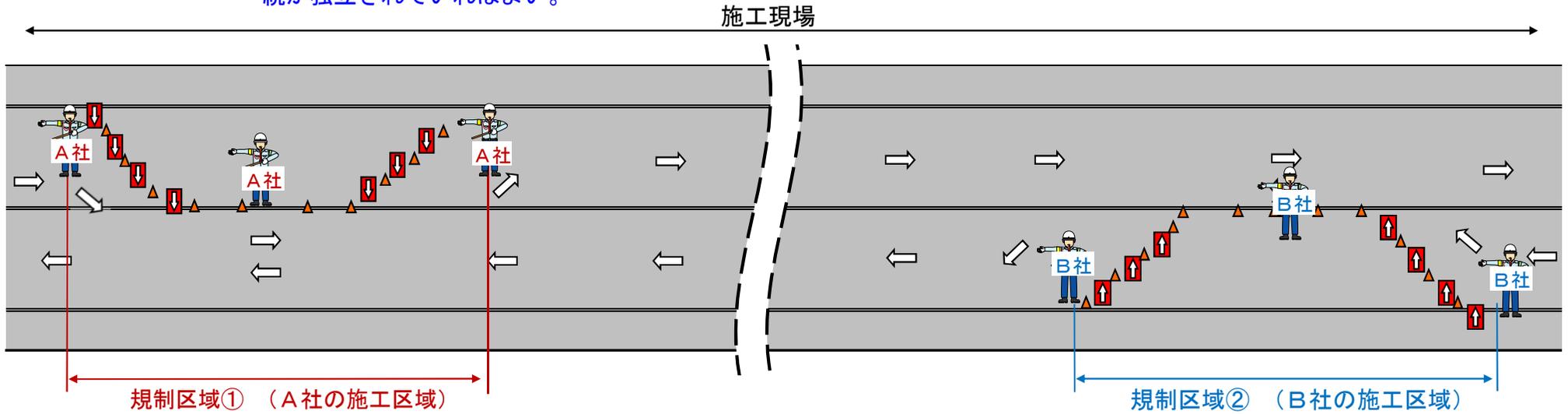
⇒ 労働者派遣法違反の恐れあり

※本資料は、基本的な考え方をまとめた参考資料である。自家警備を行う際は、本資料で挙げたケース以外の施工体制も想定されることから、監督員と事前に協議を行ったうえで、適切に実施すること。

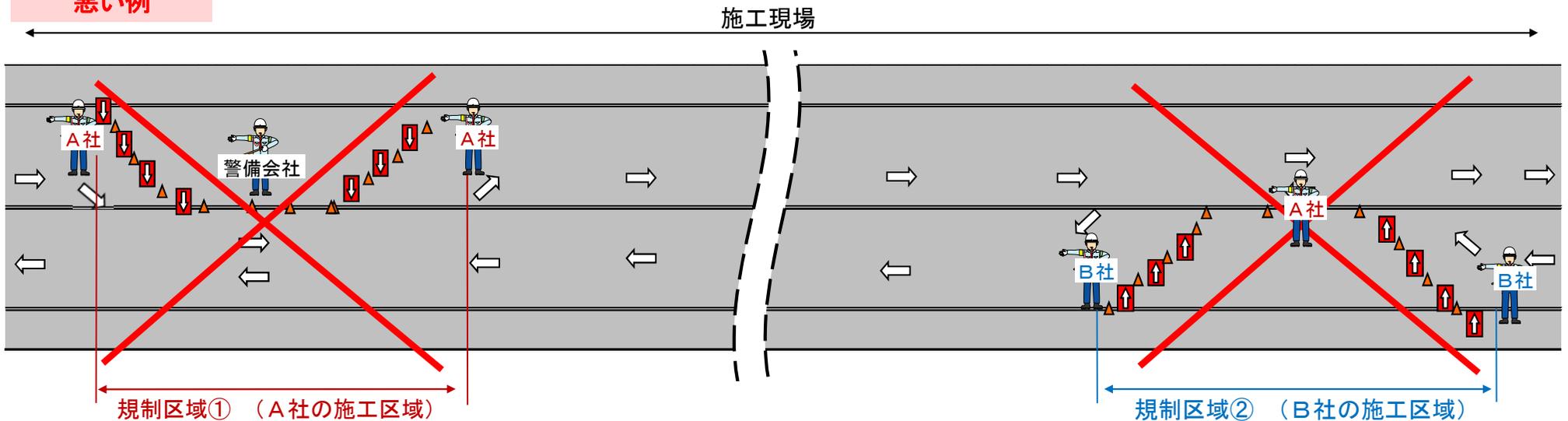
同一規制区域では、同一の業者で交通誘導を行わなければならない。（労働者派遣業法違反となる恐れあり）

良い例

同一施工現場で複数の会社（警備会社や建設会社）が交通誘導を行っても、規制区域毎に分担し、指揮命令系統が独立していればよい。



悪い例



同一規制区域に警備会社と建設会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。

同一規制区域に複数会社が混在し、指揮命令系統が独立していない。他社の従業員が自家警備を行っている。

交通誘導警備員の確保に関する取扱試行要領「Q&A」

Q1 自家警備を行う際、「元請 A 社の施工現場では A 社が交通誘導を行い、下請 B 社の施工現場では B 社が交通誘導を行う」のが困難なため、全て元請 A 社で交通誘導を行いたいが問題はあるか。

A1 自社の施工現場の自家警備に他社の従業員を配置した場合、労働者派遣法違反に該当する恐れがあります。労働者派遣法違反になると罰則が適用されます。

Q2 同一現場で複数業者（例：元請+下請）が施工する場合、自家警備としてどの業者の従業員を配置すべきか。

A2 主たる工事の業者で自家警備を行うことが考えられます。いずれの場合も、労働者派遣法に抵触しないよう留意してください。

Q3 交通誘導安全講習会は、一度受講すれば以後は受講する必要はないか。（受講証明書に有効期限はあるか。）

A3 令和4年度静岡県交通誘導安全対策協議会において、現行の3年の有効期間を5年に延長することとなりました。このため、要領第7条に受講証明書の有効期間を明記し、今後新規に受講する講習会は有効期限を5年間とします。

Q4 交通誘導安全講習会は次年度以降も開催する予定はあるか。

A4 引続き開催を予定しています。詳細は（一社）静岡県建設業協会にお問い合わせください。

Q5 交通誘導警備員が確保できなかったことの証明として、警備会社3社との交渉のみ行えばよいか。静岡県警備業協会への情報提供依頼は必要か。

A5 警備業協会への依頼も必要です。警備会社からの警備員確保を優先するため、3社との交渉で確保できなかった場合は「交通誘導警備員確保のための情報提供依頼」を協会へ送付してください。

Q6 特記仕様書が添付された工事は、全て自家警備の対象となるか。

A6 特記仕様書は、自家警備の可能性に限らず交通誘導を行う全ての工事に添付するため、交通誘導警備員の配置計画を立てた段階で対象工事に該当するか確認してください。

Q7 自家警備の実施後、配置された誘導員の総数等の実績はどのように確認すればいいか。

A7 監督員は、工事記録簿及び代表写真より実績確認を行ってください。自家警備を実施した業者は、工事記録簿の各日付欄に誘導員の氏名を記入してください。